



陳情 7 第102号



藤沢市自転車等の放置防止に関する条例を改正することを求める陳情

【陳情項目】

藤沢市自転車等の放置防止に関する条例を改正するよう市に働きかけてください。

1. 本条例第14条第2項の見直しをすること。

【陳情理由】

市は、放置禁止区域内に自転車が放置されている場合、移動し保管することとなっており、その後、自転車等を利用者等に返還するときは、当該自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用を請求することとなっています。

しかし、本条例第14条第2項において、「市長は、盗難その他当該自転車等を放置したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に定める額を免除することができる。」とされており、実際に過去には、盗難届により移動保管料が免除された件数は、令和5年度は125件、令和6年度は158件もあります。

では、この中で本当の盗難におけるやむを得ない理由となっている件数は何件あるのでしょうか。実際に担当課で聞いた話では、放置自転車を移動した日時に関わらず、警察が盗難届を受け付けてさえいれば、移動保管料は免除されているそうです。これでは、自転車を実際に放置して移動された場合でも、その後に警察に盗難届を提出すれば、移動保管料を支払わなくても良くなり、違反者の逃げ得になっていると思います。

市役所もDX化を進めていると思うので、放置自転車の移動や保管の時刻を含めたデータを活用し、警察とも連携をしたうえで、移動保管料の適正な請求を行っていただきたいと思います。

以上の理由により、本条例第14条第2項を見直すよう市に働きかけてください。

2026年(令和8年)1月22日

住所 神奈川県藤沢市宮前591-4
氏名 山鹿 孝雄



藤沢市議会議長

山口 政 哉 様

收受

-8.2.-5

藤沢市議会局

陳情 7 第105号



令和8年2月5日

藤沢市議会 議長 山口 政哉 様

氏名 岩下 次郎

住所 藤沢市本藤沢 3-10-2

里道払下げは法の比例，平等原則違反。議員関与は明白，百条調査を求める陳情

【項目】議員死去後判明の都計法40条2項採納を取消し課税賦課の平等を図って
ください。

【理由】

- 1 昭和44年施行都市計画法は，45年6月神奈川県から開発許可事務委任うけ，
46年5月認可，計画整備すべき420号線，445号線は接続していません。
- 2 市道善行445号線を児童生徒は通っています。石段昭和36年登記公衆用道路
4975番3と，陳情人らが上地した443号線とも接続していません。
- 3 建築行為に係わる狭あい道路4978番22の収受は，昭和36年公衆用道路と
登記した4975番3の半分ゆえ，市道の共食い収納は違法行為です。
- 4 宗教法人に売却した里道5019番2，4940番2の代金，2千余万元を収納
した藤沢市の会計帳簿記録がなく，行政証明不可なら払下げを取消して下さい。
- 5 市有山林字石原谷46年開発認可，都計法40条2帰属4957番88と497
9番1の測地結果0.05㎡は測量公差内。減歩は税負担の公認免除憲法違反です。
- 6 測量公差は35年経過事実。頼めば杖とも柱にもなり市民の信を得て40年議員
籍おき，時局変転与党化で発声できず，頓死した元議員の名誉を守って下さい。